

# 児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

（成立日 平成16年11月26日 公布日 平成16年12月3日）

次世代育成支援対策を推進するため、①児童虐待防止対策等の充実・強化、②新たな小児慢性特定疾患対策の確立等の措置を講じる。

## I 児童虐待防止対策等の充実・強化

- 児童相談に関する体制の充実（平成17年4月施行）
- 児童福祉施設・里親等の見直し（平成17年1月施行）
- 保護を要する児童に関する司法関与の強化（平成17年4月施行）

### [相談体制]

**市町村**

〔児童相談に関し市町村が担う役割を法律上明確化〕

- 虐待を受けた児童など要保護児童に対する支援のネットワークの運営等に関する規定を整備し、虐待の予防や早期発見を促進。
- ① 支援内容を一元的に把握する機関を選定し、児童の状況を的確に把握。
- ② ネットワーク参加者に対する守秘義務を設け、情報提供を促進。

### [保護を要する児童に対する支援]

**里親**

- 監護・教育・懲戒に関する権限を法律上明確化

**児童福祉施設**

- ケアの連続性に配慮し、児童福祉施設の年齢要件を見直し

	(現行)	(改正案)
乳児院	2歳未満	小学校就学前
児童養護施設	1歳未満は対象外	1歳未満も対象

- 施設の業務として退所児童への援助を位置付け

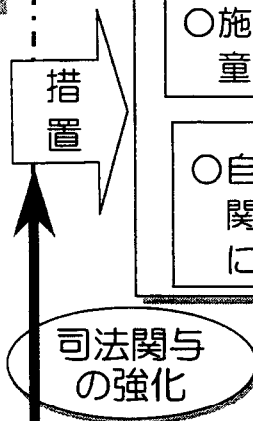
**自立援助ホーム**

- 自立促進のため、就労に関する相談・助言を新たに規定

**連携・後方支援**

**都道府県(児童相談所)**

- 専門性の高い困難事例への対応・市町村の後方支援に役割を重点化
- 指定都市に加え、政令で定める市に児童相談所を設置可能に



**家庭裁判所**

- 児童の保護者に対する児童相談所による指導措置について、家庭裁判所が関与する仕組みの導入

## II 新たな小児慢性特定疾患対策の確立

- 長期にわたり療養の必要な慢性疾患にかかっている児童に対する医療の給付等の事業を創設。（平成17年4月施行）

## III その他

- ① 保育料収納事務の私人委託（平成17年4月施行）
- ② 児童売買等に関する国民国外犯処罰規定（関連条約の発効日に施行）

# 児童福祉法の一部を改正する法律案の修正事項について

## 1. 強制入所措置の期間更新関係（第28条第2項ただし書の修正）

強制入所措置の期間更新の際に考慮すべき事項を明記する。具体的には、第28条第2項、「ただし」のあとに、「当該措置に係る保護者に対する指導措置の効果等に照らし」を挿入する。

（参考）第28条第2項

- ② 前項第一号及び第二号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から二年を超えてはならない。ただし、当該措置を継続しなければ保護者がある児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。

## 2. 市町村の体制強化関係（第10条第4項の新設）

第10条の3項の次に第4項として次の一項を追加する。

- ④ 市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

## 3. 施行日関係

- 平成16年10月1日施行とされている事項については、平成17年1月1日施行とする。
- ただし、小児慢性特定疾患治療研究事業については、平成17年4月1日施行とする。

（参考）平成16年10月1日施行とされている事項

児童福祉施設における退所後指導

里親の監護・教育・懲戒に関する権限の明確化

官公署に対する費用徴収等に関する情報提供要請

保護受託者制度の廃止

小児慢性特定疾患治療研究事業

児童福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(平成十六年十一月十日 衆議院厚生労働委員会)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 児童福祉司等専門職員の資質の向上と配置基準の見直し等を行うなど児童相談所及び市町村の体制の拡充を図ること。
- 二 子どもたちに良好な家庭的環境を与えるために、職員の拡充、施設のホーム化等児童養護施設の改善に取り組むこと。
- 三 児童福祉に関する家庭裁判所の機能の強化に向けての取り組みを進めること。
- 四 保護者に指導措置を受けさせるための勧告が、実際にどのように機能したのかを検証すること。また、指導措置の内容について専門的・学術的観点からの研究をさらに進めること。
- 五 国及び地方自治体における関係機関の連携強化を図るとともに、民間団体、NPOとの一層の連携を図ること。
- 六 里親制度を発展させるための支援を強化すること。また、虐待を受けた者に対して適切かつ多様な支援を行うために、自立援助ホームの充実強化に取り組むこと。
- 七 保護者への指導・支援のあり方、虐待事件の検証結果などが地方自治体にきちんと周知徹底されるよう連携・指導に努めること。
- 八 小児慢性特定疾患については、子どもに治療を受けさせながら生計を立てているという保護者の立場を理解しつつ、子どもに対して最適な医療を提供するという制度の趣旨を踏まえ、制度のあり方等について検討を続けることにも、手続きなどの負担をできる限り軽減すること。

児童福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成十六年十一月二十五日

参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 児童福祉司等専門職員の資質の向上を図るとともに、その配置基準を見直す等、児童相談所の体制の拡充に努めること。また、全市町村における要保護児童対策地域協議会の速やかな設置を目指すとともに、新たに窓口となる市町村においても専門性を確保できるよう必要な技術的支援を行うこと。

二 子どもたちが良好な家庭的環境の下で生活できるよう、職員の拡充、施設の小規模ホーム化等児童養護施設の改善に取り組むこと。また、施設を退所した児童に対する生活拠点確保し、就労支援が適切に行われるよう自立援助ホームの設置の促進及び機能の充実強化を図ること。

三 里親制度の普及を図るため、一層の啓発に努めるとともに、里親への支援体制を強化すること。

四 児童福祉に関する家庭裁判所の機能の強化に向けての取組を進めること。

五 保護者に指導措置を受けさせるための勧告が実際にどのように機能したのかを検証すること。また、指導

措置の内容について専門的・学術的観点からの研究を更に進めること。

六 国及び地方自治体における関係機関の連携強化を図るとともに、民間団体、NPOとの一層の連携を図ること。

七 保護者への指導・支援の在り方、虐待事件の検証結果などが有効に活用されるよう地方自治体への周知徹底に努めること。

八 乳幼児健診等あらゆる機会を通じて虐待を早期に把握するよう努めるとともに、過重な育児負担のある養育者が確実に支援を受けられるよう体制整備を行うこと。

九 小児慢性特定疾患治療研究の一層の推進を図るとともに、児童虐待の予防、虐待された児童に対するケア、養育者へのカウンセリング等に資する医学的・社会学的研究についてもその充実を図るため、予算面・人員面で十分な配慮を行うこと。

十 小児慢性特定疾患対策については、法制化に伴い制度の周知徹底及び事務手続の簡素化を図るとともに、自己負担の導入が保護者に過重な負担とならないよう十分配慮すること。また、必要に応じて継続した治療が受けられるよう成人の難病対策との連携を可能な限り図るとともに、福祉サービスの充実についても取り

組むこと。

十一 小児慢性特定疾患治療研究事業の在り方について引き続き検討を続けるとともに、患者団体、医療機関関係者及び専門家、自治体等の関係者の意見を十分踏まえ、必要に応じ制度の見直しを行うこと。

右決議する。